

僕たちも
あなたと共に
生きていきたい

飼い主は
動物がその寿命を
迎えるまで適切に
飼育する責任が
あります。



愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です。 令和2年6月1日より
罰則が強化されました。

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合

**5年以下の懲役 又は
500万円以下の罰金**

(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)

愛護動物を虐待・遺棄した場合

**1年以下の懲役 又は
100万円以下の罰金**

(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)

* 愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる。人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの。



ペットに関する相談窓口

- お近くの保健所〈特別区(東京23区)、八王子市、町田市、島しょ部〉
- 動物愛護相談センター多摩支所〈八王子市、町田市を除く多摩地域〉



お近くの警察署

警視庁ホームページ
警察署一覧